

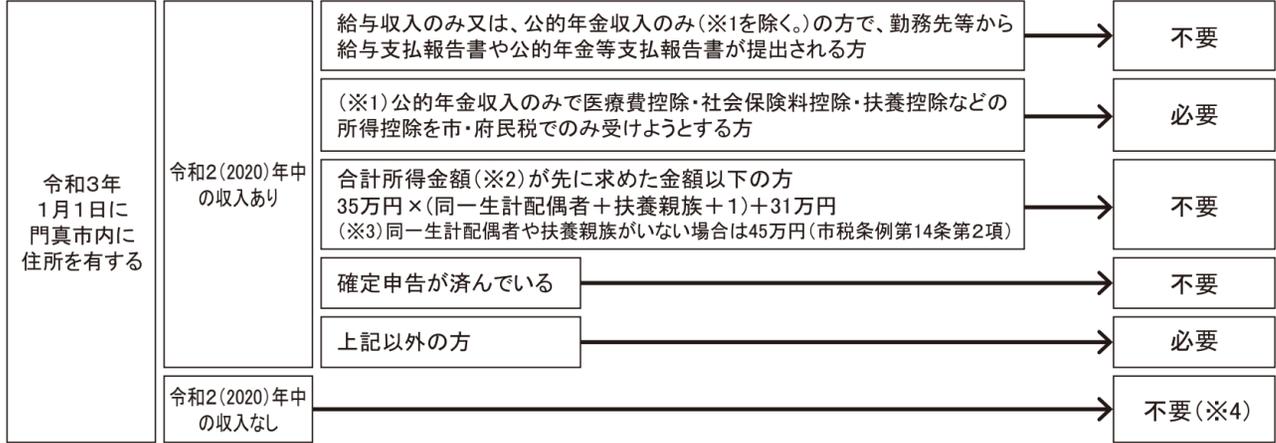
## 令和3(2021)年度 市民税・府民税の申告のご案内

平素は、門真市税務行政にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。さて、本年も申告書を提出していただく時期となりました。この説明書をご参照の上、**申告期限 令和3年3月15日(月)**までに申告していただきますようお願いいたします。  
※令和3年1月1日現在20歳の人については、状況確認のため送付させていただいております。

<b>南部市民センターでの出張受付</b> 日時:令和3年2月4日(木)・5日(金) 9時半～12時, 13時～16時	<b>申告期間 令和3年2月16日(火)～3月15日(月)</b> 申告期限が近づきますと窓口が大変混雑します。申告はお早めにお越しください。
---	--

郵送による受付も行っておりますので、郵送により申告される場合は、申告書をご記入の上、申告内容が確認できる資料(「申告に必要なもの」参照)を同封してください。(電話番号は必ず記入してください。)※感染症防止の趣旨から、可能な範囲で郵送でのご提出をお願いします。

### ◎市民税・府民税の申告が必要な方(下図を参照して申告が必要な方は申告してください。)

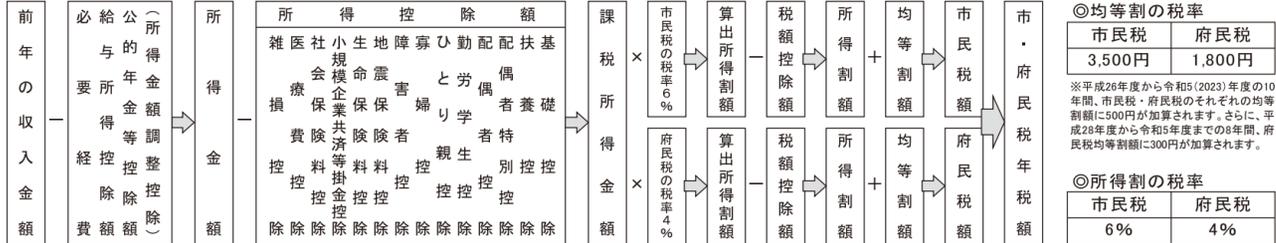


(※2)合計所得金額は、一般的には総所得金額と同額です。但し、前年度以前の純損失又は雑損失がある場合には、損失を差し引く前の金額が合計所得金額となり、損失を差し引いた後が総所得金額となります。  
(※3)同一生計配偶者とは本人と生計を一にする配偶者のこと。(令和2年中の合計所得金額が48万円以下の場合)  
(※4)令和2年中に所得がない人でも、国民健康保険料・各種手当・申請などの算定に必要な資料となる場合がございます。その場合は申告書裏面11に必要事項をご記入の上ご提出ください。

### ◎所得税の確定申告が必要な方

- 所得税の還付を受ける方
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得、退職所得を除く各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得、退職所得を除く各種の所得金額との合計額が20万円を超える方 ※ 給与所得の収入金額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。)を差し引いた金額が150万円以下で、更に各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- 公的年金収入が400万円を超える方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下でも、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以上の方

### ◎市・府民税の計算方法 ※分離課税所得がある場合は、計算方法が異なります。



※ 課税所得金額の1,000円未満の端数、市民税額・府民税額の100円未満の端数は切り捨てます。

### ◎市・府民税が非課税の方

- 1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている方(均等割・所得割非課税)
- 障害者、寡婦、ひとり親、未成年者で前年中の合計所得金額が135万円以下の方(均等割・所得割非課税※退職分離所得割を除く。)
- 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下である方(均等割非課税)  
35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+31万円(同一生計配偶者や扶養親族がない場合は45万円。)
- 前年中の総所得金額が次の算式で求めた額以下である方(所得割非課税※退職分離所得割を除く。)  
35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+42万円(同一生計配偶者や扶養親族がない場合は45万円。)

### ◎給与所得金額の計算表

給与収入金額	給与所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	給与収入金額 - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	給与収入金額 × 60% + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	給与収入金額 × 70% - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	給与収入金額 × 80% - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	給与収入金額 × 90% - 1,100,000円
8,500,000円～	給与収入金額-1,950,000円

### ◎配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

控除額	市民税	府民税
配当割額または株式等譲渡所得割額の右の割合を乗じた額	3/5	2/5

※控除しきれない金額は不足額を還付又は充当します。

### 申告に必要なもの 郵便の場合は(3)～(7)の写しの添付

- (1)申告書(同封の用紙)
- (2)印かん(認印でも結構です。ただし、シャチハタ等 スタンプ印は不可。)
- (3)源泉徴収票など収入がわかるもの(※給与所得以外の所得がある人は、収支内訳書等を必ずご持参ください。)
- (4)社会保険料の控除証明書・領収書や生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- (5)障害者手帳・学生証など、その他所得・控除の証明ができるもの
- (6)医療費控除の明細書  
前年中に支払った医療費の内訳を転記した「医療費控除の明細書」が必要となります。  
(※1)医療費通知書(医療費のお知らせ)をもって、明細書の内訳を省略できます。  
(※2)領収証、医療費通知書の提示・添付のみによる医療費控除の適用はできません。  
(令和3年度以降の申告分)

### (7)本人確認書類

【一種類の書類提示(添付)だけで良いもの】個人番号カード

【二種類の書類提示(添付)が必要なもの】下記の①本人(委任者)の番号確認書類 と ②身元確認書類が必要です。

#### ①番号確認書類の具体例

通知カード、個人番号が記載された住民票写し又は、住民票記載事項証明書

#### ②身元確認書類の具体例

写真付のもの…運転免許証、旅券、障害者手帳、在留カード等

写真付でないもの…公的医療保険の被保険者証(郵送の場合、被保険者等 記号・番号にマスクングを施すこと)、児童手当証書、印字済申告書等

#### 代理人が申告する場合の本人確認

本人(委任者)の番号確認書類(上記①参照)と下記の代理人確認書類が必要です。

・同居する配偶者および親族 上記の代理人の身元確認書類

・法定代理人 上記の代理人の身元確認書類および戸籍謄本等その他その資格を有する書類

・法定代理人以外 上記の代理人の身元確認書類および税務代理権限証書あるいは、上記の身元確認書類および本人(委任者)の印鑑登録証明書とそれに登録されている押印のある委任状

※企業や個人事業主に支給された持続化給付金、家賃支援給付金等は申告が必要な課税所得ですので、申告漏れのないようにしてください。

### ◎税額控除

#### 1. 調整控除

税源移譲に伴う所得税と住民税の人的控除額の差による負担増を調整するため一定の金額を控除します。(控除額)

(1)合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の①、②のいずれか少ない金額の5%

①人的控除額の差の合計額

②合計課税所得金額

(2)合計課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円)}の5%

※この金額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。

#### 2. 住宅借入金等特別税額控除

平成21年から令和3(2021)年12月までの間に入居され、前年分の所得税において住宅借入金等特別税額控除を受けた人が対象です。

#### 市・府民税からの控除額

居住年月日	控除額
平成21年～平成26年3月	以下の1・2のいずれか小さい額(限度額97,500円) 1.所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 2.所得税の課税総所得金額等×5%
平成26年4月～令和3(2021)年12月(※2)	以下の1・2のいずれか小さい額(限度額136,500円)(※1) 1.所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 2.所得税の課税総所得金額等×7%

(※1)この控除額は、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における金額であり、それ以外の場合における控除額は、所得税の課税総所得金額等の5%(限度額97,500円)になります。

なお、この制度の適用を受けるためには、市への申告は不要ですが、所得税の確定申告が年末調整が必要になります。

(※2)新型コロナウイルス感染症およびその拡大防止措置の影響により、入居期限までの入居ができない場合でも、一定の期日までの住宅取得等の契約を行っているなどの要件を満たすときは、適用要件が緩和することになりました。

・緩和内容 入居期日:令和3年12月31日 控除適用期間:令和4年度から令和16年度まで

#### 3. 寄附金税額控除

Ⓐ都道府県共同募金若しくは日本赤十字社の支部に対する寄附金

Ⓑ都道府県、市町村、特別区若しくは東日本大震災等に対する寄附金

ⒶおよびⒷに該当する寄附金が寄附金控除の対象となります。また、Ⓒに該当する寄附金はふるさと寄附金の扱いとなり、控除額は①、②の合計額です。(控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%が上限です。)

住民税と所得税の主な人的控除額の差の例

控除名	住民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
老人配偶者	38万円	48万円	10万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円
寡婦	26万円	27万円	1万円
ひとり親	30万円	35万円	母 5万円 父 1万円
一般の障害	26万円	27万円	1万円
特別障害	30万円	40万円	10万円

①基本控除額(対象となる寄附金すべてに適用)

(対象となる寄附金の合計額-2,000円)×10%

②特例控除額(ふるさと寄附金にのみ適用)

(対象となる寄附金の合計額-2,000円)×特例控除適用率

(特例控除額の限度額は、市・府民税所得割額の2割です。)

※総務大臣の指定のない自治体への寄附は控除対象外となります。

【ワンストップ特例を利用する人】

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、申告特例申請書の提出により、確定申告をすることなく、所得税控除相当分を含む控除を受けることができます。

○注意

・5団体を超える自治体に寄附を行った場合は特例が適用されないため、寄附金税額控除を受けるために確定申告をする必要があります。

・医療費控除等で確定申告あるいは市・府民税の申告をされた場合は、寄附金の申告が必要です。  
・ワンストップ特例の申請内容に変更が生じた場合は、所定の様式にて変更手続きが必要です。

◎寄附金税額控除(大阪府 市民公益税制)

公益的な活動を行う団体のうち、大阪府が指定した団体に対する寄附金については、個人府民税の所得割の税額控除の対象となります。

(控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%が上限です。)

《対象となる寄附金》: 地方税法第37条の2第1項第3号又は第4号に規定される、認定NPO法人・社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人・学校法人など、住民の福祉の増進に寄与する寄附金

控除額=(支出した寄附金の額-2,000円)×4%

#### 所得金額調整控除の創設

(1)給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合  
ア. 本人が特別障害者に該当する  
イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する  
ウ. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額={給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円}×10%

(2)給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額={給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)}-10万円

※上記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

所得から差し引かれる金額(所得控除)

◎該当欄に支払金額・氏名・生年月日など必要事項を記入してください。

Table with 3 columns: 控除の種類, 控除の要件, 控除額. Includes categories like 雑損, 医療費, 社会保険料, 小規模企業共済等掛金, 生命保険料, 地震保険料.

Table with 3 columns: 控除の種類, 控除の要件(令和2年12月31日の現況で判断), 控除額. Includes categories like 寡婦控除, ひとり親控除, 勤労学生控除, 障害者控除, 配偶者控除, 配偶者特別控除, 扶養控除, 基礎控除.

申告書の書き方

令和3(2021)年度 市民税・府民税申告書(令和2(2020)年中収入分)

Header form for tax return with fields for address (門真市中町1番1号), occupation (会社員), name (門真太郎), and birth date (2024年2月10日).

Main tax return table with sections for 3 所得から差し引かれる金額に関する事項 (Social Insurance, Life Insurance, Earthquake Insurance) and 4 所得から差し引かれる金額 (Income Deductions).

Additional sections for 5 給与所得・公的年金等に係る所得以外の市・府民税の徴収方法 and 15 別居の扶養親族等に関する事項.

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「15」に氏名、個人番号、住所、生年月日及び性別を記入してください。

Table for 68 配偶者控除・69 配偶者特別控除 (表) showing income brackets and corresponding deduction amounts for spouse and dependent spouse.

〈申告書裏面〉 所得のなかった方

※所得のなかった方は必ずいずれかに当てはまる所に☑又は記入してください。

Form for non-income earners with checkboxes for 扶養(援助)を受けている場合, 遺族年金や障害年金など非課税所得があった場合, 学生であった場合, 予貯金.

氏名等の記入

該当欄に申告される方の氏名・電話番号など必要事項を記入してください。

収入金額等の記入

①給与所得

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得です。

(1)源泉徴収票がある場合 源泉徴収票を提示または添付してください。

(2)源泉徴収票がない場合 給与明細書を基に申告書裏面6に記入し、給与明細書を提示または添付してください。

※給与明細書がなければ、通帳などを参考に申告書裏面6を使用し、計算してください。 ※勤務先名、勤務先所在地、電話番号は必ずご記入ください。

Table for 源泉徴収票がない場合 showing monthly income and tax amounts. Includes fields for 給与, 勤務日数, 月収, and 源泉徴収額.

②公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などによる所得)

源泉徴収票(コピーでも可)を提示してください。 ※遺族年金・障害年金などは所得に含まれません。 ※配偶者控除及び扶養控除の該当者がおられる方は必ず申告書68～70及び扶養親族(16歳未満)の欄にその扶養親族の氏名等をご記入下さい。

③給与・公的年金以外の所得がある人

下記の表を参考に該当欄に収入金額、必要経費などを記入してください。 ※収入・経費の分かるもの(収支内訳書等)を提示してください。

Table for other income types with columns for 種類, 内容, 記入方法等. Includes categories like 事業, 不動産, 利子, 配当, 雑業務, 総合, 譲渡分離, 一時.

◎個人事業税(府税) 申告をしていた人

府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業、第二種事業、第三種事業を営んでいる人。該当する人は、申告書裏面16(事業税に関する事項)の欄に必要事項を記入してください。

Form for tax office contact information with fields for 問い合わせ先, 電話番号, and address (〒571-8585 門真市中町1番1号).